

船橋市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成22年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成24年7月17日

船橋市監査委員 高地 章 記  
 同 増 田 尚 功  
 同 齋 藤 忠  
 同 中 村 静 雄

監査対象機関		国民健康保険課	結果措置報告年月日	平成24年5月23日
ページ	番号	区分	事項	措置状況
70	I 2(2) ③ケ	監査 結果	滞納整理事務における納付相談では、被保険者と分割納付の誓約を交わすことがある。しかし、市ではこの分納誓約を交わした後の履行状況などを十分に管理できていない。一度でも分納を約束した被保険者には一定の納付意識があると考えられるため、仮に分納が滞ったとしても、再び始めから他の滞納者と同じように対処するのではなく、早期に再相談できる体制を整えるべきである。また、滞納者に対処する方法を検討する場合に、その滞納者の属性を分析することがあるが、その際には、通常は、滞納残高別、滞納期間別あるいは所得別等に分類して滞納者の属性分析を行うことが多い。この属性分析の中で、滞納者が再び納付するかどうかという、滞納者の納付の意思を勘案することも重要な項目のひとつと考えるが、現在の属性分析にはそれに関する項目はない。したがって、滞納者の納付意思の程度によっても戦略的に対応できるよう、分納誓約の履行状況を十分に管理し利用されたい。	属性分析について実施済。（属性分析については、保険料が高額の者については、高額な収入を得ているものも多いので高額滞納者を抽出し、来庁指示を行うとともに、財産調査を行い、滞納処分を実施した。また、同様の理由から、これまで、滞納期別数のみを基準に短期者証の判定を行っていたが、滞納額についても短期者証の判定基準を加えるようにした。）